

2 技術支援活動・安全体制整備

2.1 技術・安全課について

建屋の維持管理、営繕及び安全等に関して、本館（平成5年3月31日竣工）を企画・管理部（現在：総務部）が、低線量生物影響実験棟（以後、低線量棟：平成7年3月31日竣工）を生物影響研究部が、第1種放射線取扱主任者、1級建築士及び第2種電気主任技術者の協力を得てそれぞれ実施してきた。

平成10年2月、企画・管理部に技術係が設置されたのに伴い、技術係が本館及び低線量棟の維持管理、低線量棟の放射線安全管理及び飼育管理を、平成11年12月より全天候型人工気象実験設備（以後、全天候施設）の放射線安全管理を、平成17年より先端分子生物科学研究センター（以後、AMBIC）の維持管理、放射線安全管理及び飼育管理を、平成18年4月より全天候の維持管理（実験設備を除く）を、平成21年4月より閉鎖型生態系実験施設（現在：生態系実験施設及び生態系研究施設）の維持管理（実験設備を除く）を、それぞれ現在まで実施している。

なお、企画・管理部技術係は、同部の改組に伴い平成17年4月に技術・安全室に引き継がれ、さらに平成25年に技術・安全課として総務部へ編入された。この間、人員の拡充により平成23年4月に施設安全係と放射線安全係が、平成26年4月に飼育管理係がそれぞれ設置され現在に至っている。

2.2 放射線安全管理について

放射線安全管理業務は、技術・安全課放射線安全係において、各施設の放射線取扱いに関する安全管理、放射線業務従事者個人に対する被ばく管理、放射性同位元素による汚染管理（低線量棟を除く）、照射装置の運転管理（全天候施設を除く）等の定常管理業務を実施するとともに、放射線管理用機器等を定期的に点検し、性能等の維持管理を継続的に行っている。

各施設の管理区域内、管理区域境界及び事業所

境界における放射線量の測定を行うとともに、全天候施設及びAMBICにおける空気、排水及び排気に係る放射性同位元素の濃度並びに表面汚染密度の測定を行い、全ての測定結果について法定限度を下回っていることを管理区域設定以降現在まで確認している。

放射線業務従事者に関しては、放射性同位元素等規制法に基づく教育を定期的の実施し、外部被ばく及び内部被ばく（低線量棟を除く）の線量結果においては現在まで有意な被ばく線量はなかった。

2.3 一般安全衛生管理について

2.3.1 安全衛生活動

職員等の安全の確保等に努める目的で安全衛生規則を平成8年1月に定めた。平成12年4月に常勤職員数が50人を超えたので、同規則を改正して安全衛生委員会（安全管理者、衛生管理者、産業医及び勤務者代表選出委員で構成）を設置して、各部における安全衛生に関する活動状況について報告を受けるとともに、その後の活動等について確認を毎月行った。また、平成18年から野辺地警察署による冬期安全運転講習会を行い、交通安全の意識向上を図った。その他、平成20年から六ヶ所消防署による普通救命講習（心肺蘇生法及び止血法等の応急手当並びに自動体外式除細動器の取扱方法を含む）及び負傷者搬送訓練をそれぞれ実施（令和2年から新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施せず）し、安全衛生水準の向上を図った。

2.3.2 安全衛生教育訓練

衛生管理及び放射線安全等に関する関係法令・所内規程等の周知徹底を図るとともに、新規採用職員に対して入所時等の安全衛生教育（平成25年からは教育資料として当研究所の実情にあった「安全の手引き」を技術・安全課が作成）を実施し、安全衛生水準の向上に努めた。また、平成18年より電気工作物及び高圧ガス設備の保安に関して各業務従事者等に教育・訓練を実施し、安全

衛生水準の向上を図った。

2.3.3 健康の保持増進

産業医による健康相談を毎月実施し、疾病予防及び健康意識の高揚を図った。また、定期健康診断実施後の結果を基に、生活習慣の改善が必要と判断された役職員に対して保健師による特定保健指導を平成 25 年から、及び小集団学習を平成 27 年からそれぞれ実施し、成人病等の予防に努めた。その他、職員のメンタルヘルスの不調を未然に防止し、健康の保持増進を図るため、ストレスチェック及び医師による面接指導を平成 29 年から、並びにメンタルヘルスに関する教育研修を令和元年からそれぞれ実施した。

2.3.4 健康診断

一般健康診断として、定期健康診断、特定業務従事者への健康診断及び雇入れ時の健康診断並びに特殊健康診断として、特定化学物質健康診断、有機溶剤等健康診断、電離放射線健康診断及び歯科医師による健康診断を行い、疾病の早期発見等に努めた。

2.3.5 職場の巡視

職場環境及び施設等における安全を確保するため、年 2 回（GW 前と年末）の衛生パトロールを平成 9 年度から、建屋所掌部長による毎月の巡視を平成 10 年 11 月からそれぞれ開始した。平成 12 年 4 月から各部長、産業医及び衛生管理者による職場巡視を四半期ごとに行い安全環境等の確保に努めるとともに各規程等に基づく作業環境

巡視を実施した。

2.3.6 災害事故対策

災害事故対策は平成 12 年から各部の所掌建屋ごとに消火訓練、通報訓練及び管理区域内除染訓練等を始めた。平成 14 年には各施設において自衛消防隊を編成し、災害事故時における組織としての防災体制及び労働者個人の緊急時対応能力の強化を図ることを目的に年 1 回の総合防災訓練として、これまで継続して実施（改善を含む）した。

平成 23 年の東日本大震災においては、当研究所においては停電、燃料供給不足等があったものの、各施設の事故対応班（自衛消防隊）と事故対策本部において円滑に情報共有ができ滞りなく緊急対応ができたことから、当研究所の防災体制に問題はないこと及び当該訓練の実効性が認められた。

また、平成 23 年 11 月からは新たに、防災対策として各建屋のエレベータにおいて救出作業訓練を半年ごとに実施した。

2.3.7 その他

受水槽法定検査、浄化槽法定検査及びエレベータ法定検査を実施し、施設・設備等について健全な機能維持を図った。

その他、安全衛生に関し、関係法令及び規程等に基づき、作業環境測定、冷凍設備施設検査)、電気設備等定期（年次）点検、消火設備定期点検)、ばい煙濃度検査及びレジオネラ属菌検査)、化学物質に係るリスクアセスメント等を実施した。